

# 飯山市子育て世帯生活支援特別給付金

(ひとり親世帯分)



## のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します

### 1. 支給対象者

■ 以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① ~~令和6年12月分の児童扶養手当受給者の方~~ 
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和6年12月分の児童扶養手当の支給を受けていない方  
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している方と同じ水準の収入の方

### 2. 支給額

児童1人当たり一律 **1万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

\* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 飯山市役所  
子ども育成課 こども家庭係



**0269-67-0742** (受付時間：平日8:30～17:00)

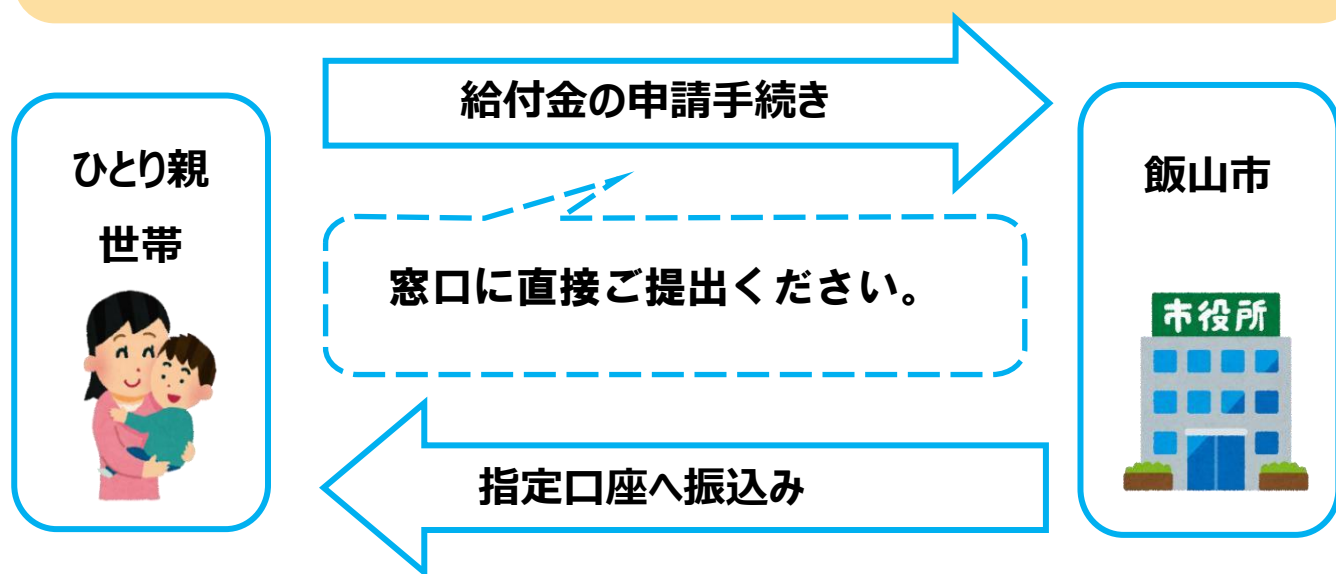
### 3. 給付金の支給手続き

■ ~~令和6年12月分の児童扶養手当受給者の方~~  
(表面1の①に該当する方)

支給済み

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ 令和6年3月17日(月)、児童扶養手当を支給している口座に振り込み済みです。

■ **上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）**  
**令和7年4月14日（月）受付開始**



☆該当と思われる方は、  
まずは飯山市役所にお電話ください



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに飯山市やこども家庭庁（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。